# 学校法人活水学院就職活動におけるハラスメント防止に関する基本方針

## 1. 目的

本指針は、令和 8 年 10 月 1 日に施行される男女雇用機会均等法の改正内容に基づき、採用活動における求職者の皆様へのセクシュアルハラスメント（以下「就活セクハラ」といいます。）を防止し、安心して応募していただける環境を整備することを目的としています。

## 2. 基本方針

学校法人活水学院は、採用活動における就活セクハラを一切容認いたしません。すべての応募者の皆様が公平かつ公正に選考を受けられるよう、教職員および面接担当者は本指針を遵守し、適切に対応いたします。

## 3. 就活セクハラの定義

就活セクハラとは、採用活動において応募者の意思に反して性的な言動を行い、応募者の就職活動環境を害する行為をいいます。 以下の行為を含みますが、これらに限られるものではありません。

- 容姿や身体的特徴に関する発言
- 恋愛・結婚・妊娠・出産・家族計画などに関する質問
- 性的な冗談や不快感を与える言動
- 身体への不必要な接触
- 応募者のプライベートに過度に踏み込む質問

## 4. 禁止事項

採用活動において、以下の行為を禁止します。

1. 応募者の人格や尊厳を損なう言動
2. 性的な意味合いを含む質問や発言
3. 応募者の家庭状況やライフイベントに関する質問
4. 面接担当者による単独面接の強要
5. 応募者に不安や萎縮を与える不適切な態度や言動

## 5. 採用活動における防止措置

(1) 面接体制

- 面接は原則として 複数名（2 名以上） で実施します。

(2) 質問内容の管理

- 禁止質問リストを作成し、面接担当者へ周知します。
- 応募者の適性や能力に直接関係しない質問は行いません。

(3) 相談窓口の設置

- 応募者からの相談を受け付ける窓口を総務課人事給与係に設置します。
- 相談内容は厳格に秘密を保持し、応募者に不利益が生じないよう配慮します。

(4) 事案発生時の対応

- 事実確認を迅速かつ適正に行います。
- 応募者への配慮措置（担当者変更、面接方法の変更など）を講じます。
- 必要に応じて再発防止策を策定し、関係者への指導を行います。

## 6. 記録の管理

- 相談内容、対応経過、事実確認結果などは所定の様式により記録し、適切に保管します。
- 記録の閲覧権限は総務課長および事務局長に限定します。

## 7. 教職員への周知・研修

- 本指針を学院ホームページに掲載し、全教職員へ周知します。
- 採用活動に関わる教職員を対象に、年 1 回のハラスメント防止研修を実施します。

## 8. 違反者への対処

事実関係の確認の結果、本方針に違反した行為者に対しては、就業規則等に基づき、厳正な処分を下します。

## 9. その他

本指針は、法令改正や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

2026 年 10 月

学校法人　活水学院　　理事長　湯口　隆司
活水女子大学　　学長　　広瀬　訓
活水高等学校・活水中学校　校長　　石村　直義